

一般社団法人 投資信託協会
会長 殿

(商号又は名称) ユニオン投信株式会社
(代表者) 代表取締役社長 久保田 徹郎

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則
第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

a. 資本金の額（令和 4 年 10 月末日現在）

資本金の額	200,000千円
発行可能株式総数	21,500株
うち 普通株式	13,500株
うち A種類株式	8,000株
発行済株式総数	12,700株
うち 普通株式	9,700株
うち A種類株式	3,000株

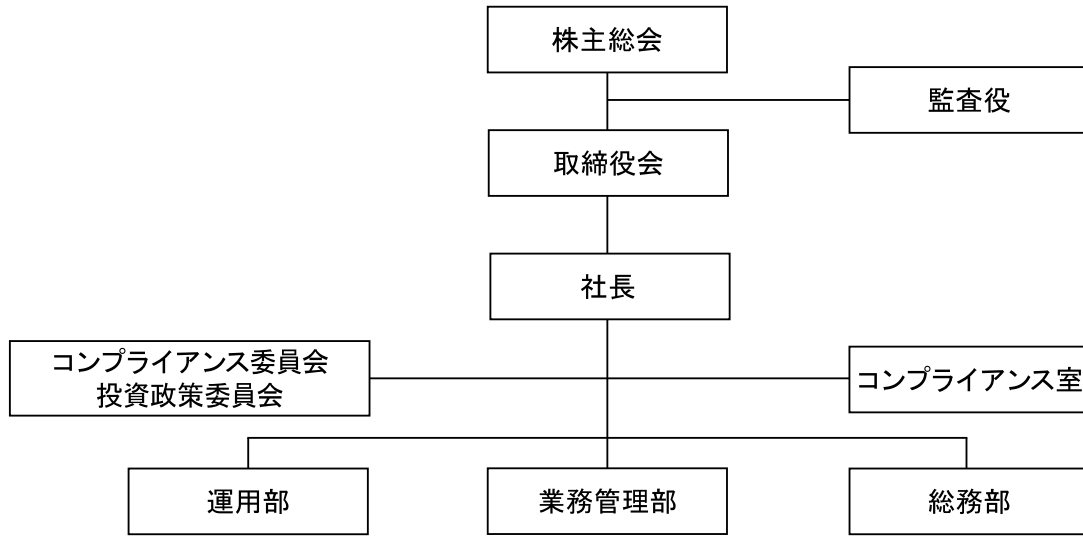
※A種類株式は、議決権を有しません。

b. 最近 5 年間における資本金の額の増減

該当事項はありません。

c. 会社の機構（令和4年10月末日現在）

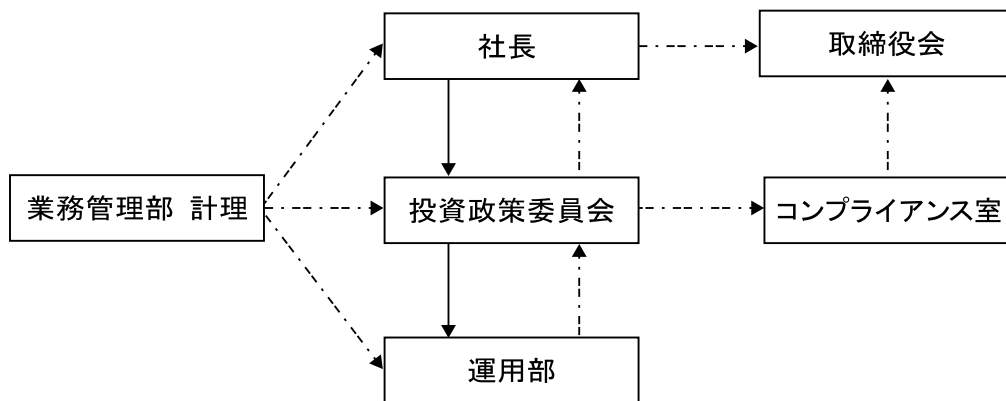
<組織図>



<投資運用の意思決定機構>

投資運用の意思決定プロセス

- ▶ 運用執行ライン
- - - - -▶ 運用情報提供ライン



運用業務・責任内容

- 社長
 - ・ 運用哲学、運用方針が遵守されているかの管理監督
 - ・ 運用・調査の人材確保と教育体制の確立
 - ・ 投資政策委員会の活動の監督

- 投資政策委員会
 - ・ 毎月1回会議を開催、基本的な運用方針等の審議決定
 - ・ 運用部長を議長とし、社長、業務管理部長、コンプライアンス室長および主要運用担当で構成
 - ・ 運用プロセスおよび成果等リスクの分析管理

- 運用部
 - ・ 投資政策委員会の決定した運用方針ならびにアセット・アロケーションに従ったポートフォリオ運用の実行
 - ・ ポートフォリオ運用に必要なマクロ・ミクロの調査の実行
 - ・ 投資成果とガイドラインに準じた運用への責任、その結果を投資政策委員会や必要に応じて受益者に報告すること
 - ・ 運用会議を開催、投資環境の見直し、組入れ銘柄（商品）の策定

- 業務管理部（計理）
 - ・ 日々の純資産総額および基準価額の算出を行い、その内容を運用担当者および投資政策委員会に報告すること
 - ・ 運用指図を行った有価証券等の約定、決済状況の確認

2. 事業の内容及び営業の概況

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用指図（投資運用業）および受益権の直接募集（第二種金融商品取引業）を行っています。

令和4年10月末日現在、委託会社が運用指図を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

	種類	本数	純資産総額
公募投資信託	追加型株式投資信託 ファンド・オブ・ファンズ	1本	10,290,139,943円

3. 委託会社等の経理状況

(1) 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表および中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度(自令和3年4月1日 至令和4年3月31日)の財務諸表について、イデア監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期中間会計期間(自令和4年4月1日 至令和4年9月30日)の中間財務諸表について、イデア監査法人により中間監査を受けております。

財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	22,728	10,677
直販顧客分別金信託	70,935	74,263
貯蔵品	1,936	859
前払費用	468	478
未収入金	1,032	946
未収委託者報酬	36,167	41,509
流動資産合計	133,269	128,735
固定資産		
有形固定資産		
建物 ※1	0	0
器具備品 ※1	4,011	4,009
その他 ※1	303	331
有形固定資産合計	4,315	4,341
無形固定資産		
ソフトウェア ※1	1,365	4,039
無形固定資産合計	1,365	4,039
投資その他の資産		
投資有価証券	62,505	53,752
差入保証金	1,920	1,920
投資その他の資産合計	64,425	55,672
固定資産合計	70,105	64,053
資産合計	203,375	192,788
負債の部		
流動負債		
一年内償還予定の社債	20,000	20,000
預り金	11,302	3,475
顧客からの預り金	120	450
未払金	2,529	2,588
未払費用	16	19
未払法人税等	1,163	1,669
未払消費税等	2,032	1,940
流動負債合計	37,164	30,144

固定負債		
社債	10,000	10,000
繰延税金負債	12,621	11,069
固定負債合計	22,621	21,069
負債合計	59,786	51,213
純資産の部		
株主資本		
資本金	200,000	200,000
資本剰余金		
資本準備金	95,000	95,000
その他資本剰余金	16,243	16,243
資本剰余金合計	111,243	111,243
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△196,467	△194,938
利益剰余金合計	△196,467	△194,938
株主資本合計	114,775	116,304
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	28,813	25,270
評価・換算差額等合計	28,813	25,270
純資産合計	143,589	141,575
負債純資産合計	203,375	192,788

(2) 損益計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	60,238	74,909
営業収益合計	60,238	74,909
営業費用		
支払手数料	1,986	1,979
委託計算費	18,068	18,540
営業雑経費	8,797	11,023
通信費	4,474	4,670
印刷費	3,572	5,652
協会費	751	700
営業費用合計	28,852	31,543
一般管理費		
給料	27,789	32,813
役員報酬	7,320	7,680
給料手当	20,469	25,133
旅費交通費	133	122
租税公課	1,931	2,042
不動産賃借料	3,593	3,593
固定資産減価償却費	2,490	2,659
諸経費	6,525	7,203
支払手数料	5,623	6,291
消耗品費	139	106
水道光熱費	285	284
雑費	476	520
一般管理費合計	42,464	48,435
営業損失	11,078	5,069
営業外収益		
受取利息	0	0
雑収入	13	6
営業外収益合計	14	6
営業外費用		
社債利息	54	57
営業外費用合計	54	57
経常損失	11,118	5,119
特別利益		
投資有価証券売却益	6,743	7,489

特別利益合計	6,743	7,489
特別損失		
固定資産除却損 ※1	-	0
特別損失合計	-	0
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失 (△)	△4,374	2,369
法人税、住民税及び事業税	586	840
当期純利益又は 当期純損失 (△)	△4,961	1,529

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	200,000	95,000	16,243	111,243	△191,506	△191,506	119,736
当期変動額							
当期純利益					△4,961	△4,961	△4,961
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	△4,961	△4,961	△4,961
当期末残高	200,000	95,000	16,243	111,243	△196,467	△196,467	114,775

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
当期首残高	17,677	17,677	137,413
当期変動額			
当期純利益			△4,961
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	11,136	11,136	11,136
当期変動額合計	11,136	11,136	6,175
当期末残高	28,813	28,813	143,589

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	200,000	95,000	16,243	111,243	△196,467	△196,467	114,775
当期変動額							
当期純利益					1,529	1,529	1,529
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	-	-	1,529	1,529	1,529
当期末残高	200,000	95,000	16,243	111,243	△194,938	△194,938	116,304

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
当期首残高	28,813	28,813	143,589
当期変動額			
当期純利益			1,529
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△3,542	△3,542	△3,542
当期変動額合計	△3,542	△3,542	△2,013
当期末残高	25,270	25,270	141,575

注記事項

(重要な会計方針)

<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 有価証券 その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの…期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>(2) 棚卸資産 貯蔵品…先入先出法による原価法 (貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)</p>
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>有形固定資産 建物附属設備、器具備品 定率法により償却しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。 なお、主要な耐用年数は以下のとおりです。 建物附属設備 3～10年 器具備品 5年～6年 その他 取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却しております。</p> <p>無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>
<p>3. 収益及び費用の計上基準</p>	<p>委託者報酬 委託者報酬は、当社が運用する投資信託に係る信託報酬で、投資信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p>
<p>4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項</p>	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

(重要な会計上の見積り)

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
繰延税金資産	—	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、翌事業年度以降の課税所得見込みに基づき繰延税金資産の回収可能性を判断しておりますが、過去3事業年度において、税務上の繰越欠損金が生じており、合理的に仮定した場合に翌事業年度において課税所得が生じる可能性が高いとは見込まれないことから、繰延税金資産の回収可能性は無いものと判断しております。なお、この見積りの結果は、「税効果会計関係」の注記に記載のとおりであります。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに基づいているため、翌期の業績や経営環境の変化によっては見積りに重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
減損損失	—	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は継続して営業損失を計上していることから減損の兆候があると判断し、減損損失の計上の要否について検討を行いました。検討の結果、割引前将来キャッシュ・フローが事業用資産の帳簿価額を超えると判断されたため、減損損失は計上しておりません。当該資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの見積りは中期経営計画に基づいているため、翌期の業績や経営環境の変化によっては見積りに重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

1. (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

収益認識会計基準の適用による、当事業年度に係る財務諸表への影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響もありません。

2. (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

これによる財務諸表への影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。ただし「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和元年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前事業年度に係るものについては記載しておりません。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
※1 減価償却累計額	※1 減価償却累計額
建物附属設備 2,066千円	建物附属設備 2,066千円
器具備品 10,684千円	器具備品 12,287千円
その他 535千円	その他 393千円
ソフトウェア 4,608千円	ソフトウェア 3,274千円

減価償却累計額には減損損失累計額を含めて表示しております。

(損益計算書関係)

前事業年度 自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日	当事業年度 自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日
該当事項はありません。	※1 固定資産除却損の内訳 ソフトウェア 0千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	9,700株	—	—	9,700株
A種類株式	3,000株	—	—	3,000株
合計	12,700株	—	—	12,700株

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	9,700株	—	—	9,700株
A種類株式	3,000株	—	—	3,000株
合計	12,700株	—	—	12,700株

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度 自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日	当事業年度 自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い金融資産に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達につきましては、当面は増資および社債発行による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、ファンドに係る信用リスクに晒されております。投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに対しては、継続的なモニタリングによりリスク低減を図っております。

未払金、未払費用はすべて1年以内の支払期日であります。

社債、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は流動性リスクに晒されておりますが、当社では資金繰計画を作成するなどにより管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。

前事業年度（令和3年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)投資有価証券 その他有価証券	62,505	62,505	—
資産計	62,505	62,505	—
(1)社債	30,000	30,019	19
負債計	30,000	30,019	19

(*1) 現金・預金、直販顧客分別金信託、未収入金、未収委託者報酬、未払金、未払費用、未払法人税等及び未払消費税等は、現金であること、または短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

当事業年度（令和4年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)投資有価証券 その他有価証券	53,752	53,752	—
資産計	53,752	53,752	—
(1)社債	30,000	30,019	19
負債計	30,000	30,019	19

(*1) 現金・預金、直販顧客分別金信託、未収入金、未収委託者報酬、未払金、未払費用、未払法人税等及び未払消費税等は、現金であること、または短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（令和3年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	22,728	—	—	—
直販顧客分別金信託	70,935	—	—	—
未収入金	1,032	—	—	—
未収委託者報酬	36,167	—	—	—

当事業年度（令和4年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	10,677	—	—	—
直販顧客分別金信託	74,263	—	—	—
未収入金	946	—	—	—
未収委託者報酬	41,509	—	—	—

（注2）社債の決算日後の返済予定額

前事業年度（令和3年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	20,000	—	—	10,000	—	—

当事業年度（令和4年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	20,000	—	10,000	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

時価で貸借対照表に計上している投資有価証券「其他有価証券」は、すべて投資信託で構成されております。そのため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日）第26項の経過措置を適用し、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項は記載しておりません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
 当事業年度（令和4年3月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	30,019	—	30,019
負債計	—	30,019	—	30,019

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前事業年度（令和3年3月31日）

1. その他有価証券

（単位：千円）

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	62,505	21,070	41,434
	小計	62,505	21,070	41,434
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合 計		62,505	21,070	41,434

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

（単位：千円）

区 分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	—	—	—
(2) 債券	—	—	—
(3) その他	11,032	6,743	—
合 計	11,032	6,743	—

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

当事業年度（令和4年3月31日）

1. その他有価証券

（単位：千円）

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	53,752	17,412	36,340
	小計	53,752	17,412	36,340
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合 計		53,752	17,412	36,340

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（単位：千円）

区 分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	—	—	—
(2)債券	—	—	—
(3)その他	11,146	7,489	—
合 計	11,146	7,489	—

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度 自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日	当事業年度 自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度 自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日	当事業年度 自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
繰延税金資産	千円	千円
税務上の繰越欠損金(*2)	85,111	69,693
減損損失	779	446
未払事業税	175	317
繰延税金資産小計	86,066	70,457
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(*2)	△85,111	△69,693
将来減算一時差異等の合計額に係る評価性引当額	△955	△764
評価性引当額小計(*1)	△86,066	△70,457
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	12,621	11,069
繰延税金負債(純額)	12,621	11,069

(*1) 評価性引当額が15,609千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が15,418千円減少したことに伴うものであります。

(*2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
前事業年度(令和3年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	15,418	11,942	11,500	13,075	12,569	20,605	85,111
評価性引当額	△15,418	△11,942	△11,500	△13,075	△12,569	△20,605	△85,111
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(令和4年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	11,942	11,500	13,075	12,569	8,846	11,758	69,693
評価性引当額	△11,942	△11,500	△13,075	△12,569	△8,846	△11,758	△69,693
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (令和3年3月31日)	当事業年度 (令和4年3月31日)
		%
法定実効税率 (調整)	税引前当期純損失であるため 記載しておりません。	30.46
繰越欠損金の期限切れ		639.64
評価性引当額の増減		△658.83
住民税均等割		24.75
その他		△0.57
税効果会計適用後の 法人税等の負担率		35.46

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当事業年度 自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日
顧客との契約から生じる収益	74,909
委託者報酬	74,909
その他	—
営業収益	74,909

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針 3. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載しておりません。

当事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主等

前事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
当社役員が他の法人の代表者を兼務している場合の法人	ツムラ労働組合(*2)	東京都港区	-	労働組合	(被所有) 直接4.1%	社債の発行 役員の兼任	利息の支払い(*4)	6	-	-
親会社の役員が他の法人の代表者を兼務している場合の法人	エプソン労働組合連合会(*3)	長野県諏訪市	-	労働組合	-	社債の発行	利息の支払い(*4)	24	社債 未払費用	10,000 7

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 上記金額には消費税等は含まれておりません。
- *2 当社監査役玉井光男が代表を務めていたツムラ労働組合との取引であります。当事業年度中に代表を退任し関連当事者ではなくなりましたため、取引は関連当事者であった期間の取引を記載しております。
- *3 親会社執行委員長品川友が代表を務めるエプソン労働組合連合会との取引であります。
- *4 取引条件については無担保であり、その利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

当事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
当社及び親会社の役員が他の法人の代表者を兼務している場合の法人	エプソン労働組合連合会(*2)	長野県諏訪市	-	労働組合	-	社債の発行 役員の兼任	利息の支払い(*4)	25	社債 未払費用	10,000 7
当社役員が他の法人の代表者を兼務している場合の法人	ツムラ労働組合(*3)	東京都港区	-	労働組合	(被所有) 直接4.1%	社債の発行 役員の兼任	社債の発行 利息の支払い(*4)	10,000 11	一年内償還 予定の社債 未払費用	10,000 5

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 上記金額には消費税等は含まれておりません。
- *2 当社取締役及び親会社執行委員長品川友が代表を務めるエプソン労働組合連合会との取引であります。
- *3 当社監査役大竹史哲が代表を務めるツムラ労働組合との取引であります。当事業年度中に当社監査役に就任し関連当事者となりましたため、取引は関連当事者であった期間の取引を記載しております。
- *4 取引条件については無担保であり、その利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

セイコーエプソン労働組合 (非上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日	当事業年度 自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日
1株当たり純資産額 11,306円23銭 1株当たり当期純損失 390円64銭	1株当たり純資産額 11,147円67銭 1株当たり当期純利益 120円40銭
潜在株式調整後1株当たり当期純損失については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。
1株当たり当期純損失の算定上の基礎	1株当たり当期純利益の算定上の基礎
当期純損失 4,961千円	当期純利益 1,529千円
普通株主に帰属しない金額 一千円	普通株主に帰属しない金額 一千円
普通株式に係る当期純損失 4,961千円	普通株式に係る当期純利益 1,529千円
普通株式の期中平均株式数 12,700株	普通株式の期中平均株式数 12,700株
株式数の種類別内訳	株式数の種類別内訳
普通株式 9,700株	普通株式 9,700株
A種類株式 3,000株	A種類株式 3,000株

(注) A種類株式は剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第15期中間会計期間 (令和4年9月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金・預金	20,208
直販顧客分別金信託	78,261
貯蔵品	737
前払費用	437
未収入金	843
未収委託者報酬	42,576
流動資産合計	143,064
固定資産	
有形固定資産	
建物 ※1	0
器具備品 ※1	3,341
その他 ※1	210
有形固定資産合計	3,552
無形固定資産	
ソフトウェア ※1	3,515
無形固定資産合計	3,515
投資その他の資産	
投資有価証券	41,620
差入保証金	1,920
投資その他の資産合計	43,540
固定資産合計	50,609
資産合計	193,673
負債の部	
流動負債	
一年内償還予定の社債	20,000
預り金	9,073
顧客からの預り金	1,690
未払金	3,311
未払費用	19
未払法人税等	1,259
未払消費税等	1,764
流動負債合計	37,118

固定負債		
社債		10,000
繰延税金負債		8,237
固定負債合計		18,237
負債合計		55,356
純資産の部		
株主資本		
資本金		200,000
資本剰余金		
資本準備金		95,000
その他資本剰余金		16,243
資本剰余金合計		111,243
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		△191,732
利益剰余金合計		△191,732
株主資本合計		119,510
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		18,806
評価・換算差額等合計		18,806
純資産合計		138,317
負債純資産合計		193,673

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第15期中間会計期間	
(自 令和4年4月1日	
至 令和4年9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	38,705
営業収益合計	38,705
営業費用	15,056
一般管理費 ※1	25,627
営業損失	1,977
営業外収益	3
営業外費用 ※2	27
経常損失	2,001
特別利益 ※3	5,506
税引前中間純利益	3,505
法人税、住民税及び事業税	299
中間純利益	3,206

(3) 中間株主資本等変動計算書

第15期中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	200,000	95,000	16,243	111,243	△194,938	△194,938	116,304
当中間期変動額							
中間純利益					3,206	3,206	3,206
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)							
当中間期変動額合計	-	-	-	-	3,206	3,206	3,206
当中間期末残高	200,000	95,000	16,243	111,243	△191,732	△191,732	119,510

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
当期首残高	25,270	25,270	141,575
当中間期変動額			
中間純利益			3,206
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)	△6,464	△6,464	△6,464
当中間期変動額合計	△6,464	△6,464	△3,257
当中間期末残高	18,806	18,806	138,317

注記事項

(重要な会計方針)

<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 有価証券 その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの…時価法 (評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>(2) 棚卸資産 貯蔵品…先入先出法による原価法 (貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)</p>
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>有形固定資産 建物附属設備、器具備品 定率法により償却しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。 なお、主要な耐用年数は以下のとおりです。 建物附属設備 3～10年 器具備品 5年～6年 その他 取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却しております。</p> <p>無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>
<p>3. 収益及び費用の計上基準</p>	<p>委託者報酬 委託者報酬は、当社が運用する投資信託に係る信託報酬で、投資信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識されます。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p>
<p>4. その他中間財務諸表作成のための基礎となる事項</p>	<p>消費税等の会計処理 仮払消費税等と仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。</p>

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる中間財務諸表への影響はありません。

(中間貸借対照表関係)

第15期中間会計期間 (令和4年9月30日)	
※1 減価償却累計額	
建物附属設備	2,066千円
器具備品	12,954千円
その他	514千円
ソフトウェア	3,798千円

減価償却累計額には減損損失累計額を含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

第15期中間会計期間 自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	788千円
無形固定資産	524千円
※2 営業外費用のうち主要なもの 社債利息	27千円
※3 特別利益のうち主要なもの 投資有価証券売却益	5,506千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第15期中間会計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	9,700株	—	—	9,700株
A種類株式	3,000株	—	—	3,000株
合計	12,700株	—	—	12,700株

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第15期中間会計期間 自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日
該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。

第15期中間会計期間 (令和4年9月30日)

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	41,620	41,620	—
資産計	41,620	41,620	—
(1) 社債	30,000	30,019	19
負債計	30,000	30,019	19

(*1) 現金・預金、直販顧客分別金信託、未収入金、未収委託者報酬、未払金、未払費用、未払法人税等及び未払消費税等は、現金であること、または短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品
第15期中間会計期間（令和4年9月30日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 投資信託	—	41,620	—	41,620
資産計	—	41,620	—	41,620

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
第15期中間会計期間（令和4年9月30日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	30,019	—	30,019
負債計	—	30,019	—	30,019

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

当社が保有する投資信託は、投資信託財産が金融商品であり、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないものであるため基準価額を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第15期中間会計期間（令和4年9月30日）

その他有価証券

(単位：千円)

	種 類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	41,620	14,576	27,044
	小計	41,620	14,576	27,044
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合 計		41,620	14,576	27,044

(デリバティブ取引関係)

第15期中間会計期間 自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日
該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

(単位：千円)

	第15期中間会計期間 自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日
顧客との契約から生じる収益	38,705
委託者報酬	38,705
その他	—
営業収益	38,705

(セグメント情報等)

セグメント情報

第15期中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第15期中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスは単一であるため、記載しておりません。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の90%超であるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める単一の外部顧客がないため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第15期中間会計期間	
自 令和4年4月1日	
至 令和4年9月30日	
1株当たり純資産額	10,891円14銭
1株当たり中間純利益	252円45銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間純利益	3,206千円
普通株主に帰属しない金額	一千円
普通株式に係る中間純利益	3,206千円
普通株式の期中平均株式数	12,700株
株式数の種類別内訳	
普通株式	9,700株
A種類株式	3,000株

(注) A種類株式は剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しております。

(重要な後発事象)

当社は、令和4年8月10日開催の取締役会の決議に基づき、同年10月25日に第5回少人数私募債および第6回少人数私募債を次のとおり発行しております。

1. 第5回少人数私募債

- (1)発行総額 20,000千円
- (2)発行価額 額面どおり
- (3)利率 年0.15%
- (4)償還期日 令和5年10月25日
- (5)償還方法 期日一括償還
ただし、令和5年4月25日以降、社債権者は中途換金することができる
- (6)担保内容 無担保
- (7)資金用途 直販顧客分別金信託の設定

2. 第6回少人数私募債

- (1)発行総額 10,000千円
- (2)発行価額 額面どおり
- (3)利率 年0.25%
- (4)償還期日 令和9年10月25日
- (5)償還方法 期日一括償還
ただし、令和5年10月25日以降、社債権者は中途換金することができる

(6)担保内容 無担保

(7)資金使途 直販顧客分別金信託の設定

以上

公開日 令和4年12月23日

作成基準日 令和4年12月8日

本店所在地 長野県松本市深志一丁目1番21号

お問い合わせ先 コンプライアンス室

独立監査人の監査報告書

令和4年6月3日

ユニオン投信株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 立野 晴朗
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユニオン投信株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユニオン投信株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の実務責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の実務責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の実務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原簿は当社が別途保管しております。
2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

令和4年12月8日

ユニオン投信株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員 公認会計士 立野 晴朗
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユニオン投信株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第15期事業年度の中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ユニオン投信株式会社の令和4年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は令和4年10月25日に第5回少人数私募債及び第6回少人数私募債を発行した。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。